

福島県建築設計協同組合 第57回通常総会 講演

「福島県の営繕行政について」

福島県 土木部次長（建築担当） 大竹 健義

福島県建築設計協同組合 第57回通常総会 講演

「福島県の営繕行政について」

目 次

- 1 カarbonニュートラル（ZEB）について
- 2 カarbonニュートラル（木造化・木質化）について
- 3 プロポーザルにおける技術提案について
- 4 総合評価（建築設計委託）について
- 5 大規模施設の計画について
- 6 令和4年度の主な委託設計について

福島県2050年カーボンニュートラルの実現へ向けて ～ Z E B について～

○「福島県地球温暖化対策推進計画」

・基本姿勢

- ①県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底
 - 施策：住宅・建築物の省エネルギー対策として
「Z E H・Z E Bの推進」
「県有施設の省エネルギー対策とZ E B化の推進」
- ②再生可能エネルギー等の最大限の活用
- ③二酸化炭素の吸収源対策の推進
- ④気候変動への適応の推進

・実質的な温室効果ガス削減目標（2013年度比）

2030年度：50%
2040年度：75%
2050年度：実質ゼロ

○「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」

・四本の柱

- ①再生可能エネルギーの導入拡大
- ②再生可能エネルギー関連産業の集積
- ③持続可能なエネルギー社会の構築
 - 省エネルギーの徹底として
「公共施設での率先導入（ZEB化の推進）」
- ④水素社会の実現

・再生可能エネルギー導入目標

（県内のエネルギー需要量に対して）

2030年　： 70%

2040年頃： 100%



県有建築物のZEB化

本県のエネルギー政策への取組

- ① 原子力災害を契機にエネルギー政策を転換
- ② 原子力に依存しない省エネ・再エネを推進
- ③ 建築分野におけるZEB化を推進

1999 福島県 地球温暖化防止対策推進地域計画 策定
(2021.12改定)

2011 東日本大震災・原子力災害 発生

2012福島県 再生可能エネルギー推進ビジョン 策定
(2021.12改定)

2017 福島県 再エネ・省エネ推進建築物整備指針 策定
(2021.4 改定)

2018 福島県 再エネ・省エネ設計ガイドライン 策定

2019 ZEBモデル（須賀川土木事務所）整備

2021～ ふくしまZEBガイドライン策定中

福島県 再エネ・省エネ推進建築物整備指針

○基本方針

- 建築物の整備において、ライフサイクルコストの低減を前提として、再生可能エネルギーを積極的に導入し、また、省エネルギー対策によるエネルギー使用の効率向上を徹底する。
- 建築物における再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの効率利用を推進するための基本姿勢、**エネルギー使用に関する目標値及び実現のための方策を示し**、エネルギー利用に関する県有建築物の整備の方向性を明確にする
- 指針が、**市町村や民間機関等の様々な建築物の整備にも活用され**、県民総ぐるみによる環境先進県の創造に寄与することを期待している。



○目標値

種別	指標	地域	事務所（庁舎）		学校	
			重要施設	一般施設	学校 1	学校 2
< 目標値 >						
新築、増築、 改築	B E I	2・3	0. 6 0	0. 7 0	0. 7 0	0. 5 5
		4				
		5			0. 6 0	0. 5 0
改修 1	B E I	2・3・4・ 5	0. 8 0			
改修 2	B P I	2・3・4・ 5	1. 0 0			
< 基準値 >						
新築、増築、 改築	B E I	2・3	0. 7 0	0. 8 0	0. 8 0	0. 6 5
		4				
		5			0. 7 0	0. 6 0
	B P I	2・3	0. 7 0		0. 6 5	
		4	0. 6 5		0. 6 0	
		5	0. 6 0		0. 5 5	

< 目標値 >
再生可能エネルギー導入で達成を目指す値

< 基準値 >
再生可能エネルギーなしで達成する値

福島県 再エネ・省エネ設計ガイドライン

○「ガイドライン」策定の趣旨

- 指針で定めた数値目標を達成するために、**省エネルギー建材や設備システム、再生可能エネルギー設備の特徴を整理**
- 設計者、施工者などが、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を検討する際、**立地場所における気象条件や建物用途に適した技術**を検討するためのツール



指針の目標である**再エネ・省エネ推進建築物の実現**を目指すために、指針を補完するためのもの

○設計における指針とガイドラインの関係

設計着手



福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針に示されているエネルギー消費性能の数値目標を確認



福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドラインを参考に、省エネ建材や設備システムを検討



エネルギー消費性能計算の結果が、指針の目標値を達成



設計完了

○ Z E Bモデル整備～須賀川土木事務所整備～

1 施設の位置付け

須賀川市、鏡石町、天栄村内の県管理道路・河川等)の維持管理、災害復旧、除雪に関する業務を行っている。災害時には危機管理対応の業務を行う拠点施設となる。

2 施設概要

所在地／福島県須賀川市大町33番地

建物用途／事務所等

構造／鉄筋コンクリート造・木造

CLT (野地板、間仕切壁)

階数／地上2階建て

敷地面積／1,445.84㎡

建築面積／375.41㎡

延べ面積／656.46㎡





○須賀川土木事務所の導入技術

○設備の効率化

- ・ 地中熱利用による潜熱顕熱分離空調
- ・ タスク・アンビエント照明+昼光センサー
- ・ 太陽光発電設備（20kW）
- ・ BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）

○建築計画の手法

- ・ 高断熱のサッシ（Low-eガラス）
- ・ トップライト採光・換気
- ・ ライトシェルフ（庇）による日射遮蔽

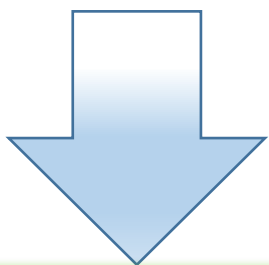


BEI 0.13

一次エネルギー消費量の
87%削減（省エネ57%、
創エネ30%）を実現する設
計とし、庁舎として東北初
の「Nearly ZEB」認証を
取得。

○ふくしまZEBガイドライン

- ◆ 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」と「福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン」を定め、再エネの導入と省エネルギーに配慮した施設の整備に務めてきた。



2050年カーボンニュートラルに向け、更なる
省エネルギーの徹底（ZEB化の推進）が必要

- 「ふくしまZEBガイドライン」を策定中（2021～）
 - ・新築、改築工事において、基本構想・計画段階でZEB化を検討し、合意形成を図るためのZEB導入スキームを体現化する。
 - ・ZEB化に関する建築技術をまとめる。



建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の構成

○ 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大。

➡ 新たに設置された木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定。

<基本方針の構成>

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

<主なポイント>

- 法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進
- 非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、快適な生活空間の形成にも寄与
- 林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務

- 木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供
- 建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知
- 公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化
- 安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討
- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及



カーボンニュートラル（木造化・木質化）について（2／4）

ふくしま県産材利用推進方針（県農林水産部）の概要

方針改正の理由

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正されたことに伴い、新たに策定された国の基本方針に即して県の方針を改正する。

法改正の主な内容

- ・法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- ・建築物木材利用促進協定の創設
- ・対象を「公共建築物」から「建築物一般」へ拡大
- ・強度等に優れた建築用木材製造技術の開発・普及の促進等を追加 ほか

方針改正の概要

○法改正及び国の基本方針策定に即して新たに定める内容

- ・方針の趣旨を新設し、木材利用による脱炭素社会の実現を図ることを記載。
- ・民間建築物における木材利用を促進するため、事業主等と地方公共団体による建築物木材利用促進協定の締結を推進する。
- ・強度や耐火性能等に優れた建築木材等の技術開発に対し支援を行う。
- ・木造化の検討に当たっては、建築コストのみではなく、ライフサイクルコスト、木材利用による付加価値等を考慮する。

○県有施設における県産材利用を更に推進するための改正内容【木造化、木質化及び県産材利用の検討方法の見直し】

法改正により、建築物の用途を問わず建築物一般が木材利用推進の対象とされたこと、また、建築法規の整備により規模等に関わらず性能が満たされれば木材利用が可能となったことや木質系耐火部材の開発等の技術進展があったことから、次のとおり改正。

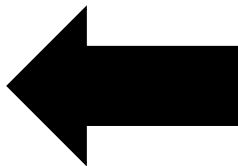


ふくしま県産材利用推進方針（県農林水産部）の概要

方針改正の概要

（改正後）

- ・ 県が整備する全ての建築物を対象に原則として木造化※¹などの木材利用が図られるよう、施設ごとに基本構想等の段階で林業振興課を中心とした関係課※²で検討を実施。
- ・ また、木造化、内外装木質化及び木質バイオマスエネルギー利用を行う際は、原則として県産材を利用することを明記。
- ・ やむを得ない理由により県産材が利用できない場合には、地域材※³を利用することを明記。



（現行）

- ・ 重点的に木造化を推進すべき公共建築物の用途や規模、用途ごとに木質化を図る部分を規定。
- ・ 各部局におけるフローチャートに基づく木造化、木質化の検討。

※¹ 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用すること。

※² 建築物を整備する主務課、営繕課等。

※³ 県内で製材、加工され、流通している木材。木材の生産地は問わない。

【県産材の安定供給体制の強化のための追記】

- ・ 素材（丸太）生産業者、木材市場、製材工場等を対象としたサプライチェーンの構築を支援する。
- ・ 林業や木材産業などの関係者で構成する福島県木材流通対策協議会により、県産材の需給動向や価格動向等を協議し、関係団体との連携を強化する。

【県民への普及啓発方法の見直し】

- ・ 県民が木と触れ合う機会を創出し、木育を推進することを追記。



県有建築物等の木造化・木質化の促進

～県有建築物ほか県内建築物の木造化・木質化を促進します～

取組の目的

木材の利用による快適な生活空間の整備と「福島県2050年カーボンニュートラル宣言」の実現に向け、県有建築物はもとより市町村・民間事業者の中大規模建築物の木造化・木質化を促進します。



須賀川
土木事務所

取組の内容

中大規模木造建築物の実績が全国的に少ない中で、設計や施工に係るノウハウが未だ十分ではないことから、農林水産部と連携しながら調査・検討を行い、規模・用途・地域性等を踏まえた建築設計ガイドラインを作成します。

取組のイメージ

調査・検討

課題抽出
木材流通把握

コスト
マネジメント

CO2削減

木質化の
在り方

地域特性を踏ま
えた材料・構法

規模・用途に
応じた
設計プロセス

建築設計ガイドライン

中大規模建築物の木造化・木質化

県有建築物での取組

普及啓発

市町村・民間



【林業研修拠点施設】

木造化

木質化



【太陽の国障がい者支援施設】

脱炭素
社会の
実現

快適な
生活空間
の形成



○視覚的表現の取扱いについて

国土交通省大臣官房官庁営繕部平成30年4月2日付け事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を参考とする。

（別紙1）

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現

② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

3 （省略）



○視覚的表現の取扱いについて

※県の考え方は下記のとおり

○技術提案書（作成上の留意点）

- ①「募集要領」に記載する全ての課題に対する提案について、A3版○枚に横書きで記載する。
- ②作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - ア 計画の考え方やそのための方法を説明する文章を中心に、提案者の考えを簡潔に記載する。
 - イ 提案の現実性や提案者の課題解決力を見るために、必要と考えられる図の使用は可能とする。
※CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した視覚的表現は許容する。
※模型（模型写真を含む）、詳細な設計図書、高解像度の透視図などの使用は控えること。
 - ウ 文章を補足するための写真（特定の施設を類推できるものは不可とする）、イラスト、スケッチ、イメージ図（彩色可）は使用してよいが、必ず技術提案書の中に記載する。
※ 技術提案書は、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現に係る見栄えや精度で評価に差をつけることはない。
 - エ 文章の文字サイズは10.5ポイント以上とし、イラストやイメージ図等の室名及び注釈等は判読可能な大きさとする。
 - オ 提案者の特定につながる事務所名、作品名の記載や、ふちどり等をしてはならない。
 - カ その他、技術提案以外の内容を記載してはならない。



福島県の測量等委託業務に係る 総合評価方式参加の手引

注 1) 本手引は、令和4年4月1日以降に入札公告するものに適用します。

注 2) 総合評価方式は条件付一般競争入札における方式ですので、「福島県の測量等委託業務に係る条件付一般競争入札参加の手引」と併せてご覧ください。

福島県総務部入札監理課
令和4年4月1日



総合評価（建築設計委託）について（2 / 4）

許容最小文字の大きさの見本 きょうさいしょうのもじのおおきさのみほん キョウサイショウノモジノオオキサノミホン 1 2 3 123 ABC ABC MS 明朝 10 ポイント

様式第9号（その1）（第6条関係）

技術審査書（実施手順）（標準型）【 記載の仕方 測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項 § 6 】

委託業務番号・委託業務名

会社名

1 業務実施フロー（評価項目「業務実施手順」）

【記載例】

現 地 調 査

↓
地域（地形・環境）特性の整理

2 業務実施手順、工程管理上の留意事項（評価項目「業務実施手順」）

【記載例】

（1）現地調査

①地域特性の把握について

（2）関係文献整理

3 工程計画（評価項目「工程計画の妥当性」）

主要項目	年度 月		令和 年度												備 考
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	



総合評価（建築設計委託）について（3 / 4）

許容最小文字の大きさの見本 きょうさいしょうのもじのおおきさのみほん キョウサイショウノモジノオオキサノミホン 1 2 3 123 ABC ABC MS 明朝 10 ポイント

様式第9号（その2）（第6条関係）

技術審査書（業務計画書）（標準型）【 記載の仕方 測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項 §6 】

委託業務番号・委託業務名

会社名

1 業務に関する地形、環境、地域特性等の与条件の把握状況、確認方法、課題及びその解決方法（評価項目「地域特性等の把握状況」） （・ 記載事項に対応する技術基準、資料名（右欄への記載事項）が番号等で判るように記載すること。） <u>【記載例】</u> 大規模な道路改築事業であり、地形の改変が大きいことから、あらかじめ<u>希少種</u>（¹）の有無について確認する。	3 業務に利用する技術基準、資料名 なお、下記については省略すること。 （評価項目「技術基準、資料」） - 工事執行権者が記載 〃 （ ・ 1、2の記載内容に必要な技術基準、資料名を10件以内記載する。 ・ 記載事項が左の1、2のどの部分に関係するか番号等を明示し明確に記載すること。 （確認できない場合には評価の対象としない） ） <u>【記載例】</u> （1）レッドデータふくしま （2）杭基礎設計便覧 （3）道路土工 軟弱地盤対策工指針
2 評価テーマに対する対応方針（評価項目「的確性」） （・ 記載事項に対応する技術基準、資料名（右欄への記載事項）が番号等で判るように記載すること。） <u>【記載例】</u> 軟弱地盤対策工の検討にあたっては、当該箇所の土質調査結果を踏まえ、<u>各種基礎工</u>（²）に関する比較に加え、盛土本体の<u>荷重低減対策</u>（³）についても検討していく。	
4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績（業務名、場所、内容）（評価項目「実現性」） - 様式6号に記載した業務の内、特に当該業務の評価テーマに類似した業務実績（1件）について記載する。 - 様式6号の概要より詳しく記載すること。	

※ 「4 同種・類似業務に関する企業実績の内、当該業務の評価テーマに類似した実績」について、関連資料の提示を求める場合がある。その場合は、入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに提出すること。



総合評価（建築設計委託）について（4 / 4）

④業務計画の実施方針に対する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実施手順	・ <u>業務実施フローが細部にわたりよく検討され、各段階における業務内容及び業務量が十分に確認できる場合に評価する。</u>	1.0点	/1.0
	・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足はあるが、実施工程に問題がないと判断される場合に評価する。	0.6点	
	上記以外	0.0点	
工程計画の妥当性	・ <u>各段階における業務量に応じて、適切な工程計画であると判断できる場合に評価する。</u>	1.0点	/1.0
	・ 各工程における業務量の把握が不十分であるが、実施工程上問題がないと判断される場合に評価する。	0.6点	
	上記以外	0.0点	
地域特性等の把握状況	・ <u>課題となる（課題に関連する）地形、環境、地域特性等の与条件の理解度が高く、課題の解決方法も十分に確認できる場合に評価する。</u>	3.0点	/3.0
	・ 地形、環境、地域特性等の与条件を理解しており、課題の解決方法について確認できる場合に評価する。	2.0点	
	・ 課題の解決方法がやや不十分であるが、地形、環境、地域特性等の与条件を理解している場合に評価する。	1.2点	
	上記以外	0.0点	
的確性	・ <u>業務に必要な着眼点、問題点が網羅されており、解決方法が十分にまとまっている場合に評価する。</u>	3.0点	/3.0
	・ 業務に必要な着眼点、問題点がほぼ網羅されており、解決方法がまとまっている場合に評価する。	2.0点	
	・ 業務に必要な着眼点、問題点についての記載があり、解決方法がある程度まとまっており、業務上支障がない場合に評価する。	1.2点	
	上記以外	0.0点	
実現性	・ <u>企業若しくは配置技術者の同種業務実績において、提案内容を裏付ける内容があることに加え、論理的に裏付けられている場合に評価する。</u>	3.0点	

評価項目	評価基準	配点	得点
	・ 企業若しくは配置技術者の同種業務実績において提案内容を裏付ける内容がある場合、又は、企業若しくは配置技術者の類似業務実績において、提案内容を裏付ける内容があることに加え、論理的に裏付けられている場合に評価する。	2.0点	/3.0
	・ 企業若しくは配置技術者の類似業務実績において、提案内容を裏付ける内容がある場合に評価する。	1.2点	
	上記以外	0.0点	
技術基準、資料	・ <u>利用する技術基準、資料が十分かつ適切な場合に評価する。</u>	1.0点	/1.0
	・ 利用する技術基準に問題がない場合に評価する。	0.6点	
	上記以外	0.0点	
小計			/12.0



大規模施設の計画について (1/4)

1 こころの医療センター（矢吹町）

近年の医療ニーズに対応し、病院機能の充実・強化を図るため、現病院を解体し、新たに「こころの医療センター（仮称）」として整備する。

○事業期間...平成29年度～令和5年度

・工事...令和元年10月～令和5年度（予定）

○施設規模...約13,760㎡（地上4階・地下1階）

○総工事費...約74億円



2 太陽の国障がい者支援施設（西郷村）

老朽化が進行し、かつ現行の基準を満たしていない施設（けやき荘、かしわ荘）の居住環境を改善するため、本施設を整備する。

○事業期間...平成30年度～令和5年度

・工事...令和2年7月～令和5年度（予定）

○施設規模...約3,500㎡（地上1階）×2棟

○総工事費...約43億円



3 だて支援学校（伊達市）

伊達地区から特別支援学校へ通う児童生徒等の長時間通学の負担軽減、及び特別支援学校の児童生徒数増加による教室不足等に対する教育環境改善を図るため、本施設を整備する。

○事業期間...平成30年度～令和4年度

・工事...令和2年10月～令和4年度（予定）

※令和4年度は屋外整備工事、グラウンド整備工事

○施設規模...約8,600㎡（校舎、体育館の合計）

○総工事費...約36億円





大規模施設の計画について(2/4)

4 県中児童相談所（郡山市）

現在2箇所を設置されている事務所と一時保護所を集約し、児童福祉行政を一層推進するため、本施設を整備する。

- 事業期間...令和元年度～令和4年度
 - ・工事...令和3年度～令和4年度（予定）
- 施設規模...約1,900㎡（地上1階）
- 総工事費...約11億円



5 県立医科大学助産師養成施設（福島市）

地域助産の即戦力及び多職種連携による助産分野のリーダーを養成し、安心して子供を産み育てられる環境を確保するため、本施設を整備する。

- 事業期間...令和2年度～令和4年度
 - ・工事...令和3年度～令和4年度（予定）
- 施設規模...約2,000㎡（地上2階）
- 総工事費...約11億円



6 農業短期大学校（矢吹町）

老朽化した研修棟及び寮を統合するため、本施設を整備する。

- 事業期間...令和3年度～令和6年度
 - ・工事...令和5年度～令和6年度（予定）
- 施設規模...約4,000㎡（地上1階）
- 総工事費...約35億円

設計中

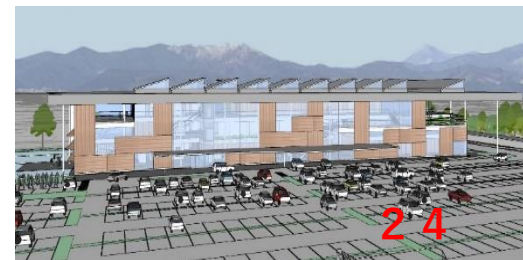


7 新郡山合同庁舎（郡山市）

老朽化・狭あい化等の諸課題に対応するため、本施設を整備する。

- 事業期間...令和3年度～令和7年度
 - ・工事...令和5年度～令和7年度（予定）
- 施設規模...約10,500㎡
- 総工事費...約80億円

設計中





大規模施設の計画について(3/4)

8 双葉地区特別支援学校

双葉地区における特別支援教育の基幹となる学校として、特別支援学校を整備する。

- 事業期間...令和2年度～令和7年度
 - ・工事...令和5年度～令和6年度（予定）
- 施設規模...約8,170㎡（地上3階）
- 総工事費...約33億円

設計中

9 安積中高一貫校（郡山市）

生徒の興味や関心、進路希望の多様化等の教育におけるニーズの変化に対応するため、安積高等学校内に中学校舎を整備する。

- 事業期間...令和3年度～令和6年度
 - ・工事...令和5年度～令和6年度（予定）
- 施設規模...約4,240㎡（地上3階）
- 総工事費...約20億円

設計中



10 白河実業高校実習棟

白河実業高校と塙工業の統合校として、既存の3学科（機械科、電気科及び電子科）に建築科を加えた4学科の実習棟を整備する。

- 事業期間...令和3年度～令和6年度
 - ・工事...令和5年度～令和6年度（予定）
- 施設規模...約7,900㎡（地上2階）
- 総工事費...約28億円

設計中



大規模施設の計画について(4/4)

1 1 安達地区特別支援学校

安達地区から特別支援学校へ通う児童生徒等の長時間通学の負担軽減、及び特別支援学校の児童生徒数増加による教室不足等に対する教育環境改善を図るため、本施設を整備する。

○事業期間...令和3年度～令和7年度

・工事...令和5年度～令和7年度（予定）

○施設規模...約7,100㎡（二本松校舎、本宮校舎（既存校舎の改修含む）の合計）

○総工事費...約30億円

設計中

1 2 南会津地区特別支援学校

田島高等学校を活用し、高等部は校舎を一部改修し、小中学部は敷地内に校舎を新築することで、南会津地区に新たに特別支援学校を整備する。

○事業期間...令和4年度～令和7年度

・工事...令和6年度～令和7年度（予定）

○施設規模...約2,000㎡（地上2階）

1 3 須賀川農業普及所

須賀川市からの移転要請、既存庁舎の老朽化等により新庁舎の建設が必要となったことから、本施設を整備する。

○事業期間...令和4年度～令和6年度

・工事...令和5年度～令和6年度（予定）

○施設規模...約600㎡（庁舎、車庫）

○総工事費...約3億6千万円

公告中



令和4年度の主な委託設計について

R4.5.30 福島県土木部

No.	委託名	施工場所	委託概要	担当部局課
1	柳津ビジターセンター改修設計委託	柳津町	道の駅会津柳津改修設計	生活環境部自然保護課
2	須賀川農業普及所移転事業基本・実施設計委託	須賀川市	基本・実施設計	農林水産部農業振興課
3	凍結防止剤資材倉庫新設設計業務委託（道整・交付）	平田村	基本・実施設計	土木部県中建設事務所
4	福島東高校大規模改修工事設計委託	福島市	大規模改修工事設計	福島東高等学校
5	磐城高校大規模改修工事設計委託	いわき市	大規模改修工事設計	磐城高等学校
6	二本松工業高校チャレンジBOX新築工事設計委託	二本松市	基本・実施設計	二本松工業高等学校
7	磐城高校校舎等外壁改修工事設計委託	いわき市	外壁改修工事設計	磐城高等学校
8	葵高校管理棟ほか外壁改修工事設計委託	会津若松市	外壁改修工事設計	葵高等学校
9	会津工業高校南1棟外部改修工事設計委託	会津若松市	外部改修工事設計	会津工業高等学校
10	本宮高校第一体育館東側外壁等改修工事設計委託	本宮市	外壁等改修工事設計	本宮高等学校
11	会津農林高校木工室改築工事設計委託	会津坂下町	基本・実施設計	会津農林高等学校
12	南会津地区特別支援学校小中学部棟基本・実施設計等委託	南会津町	基本・実施設計	教育庁施設財産室
13	田島高校環境科学室新築等設計委託	南会津町	基本・実施設計	教育庁施設財産室
14	埋蔵文化財調査作業予定地改修工事	福島市	実施設計	教育庁文化財課
15	いわき中央警察署平窪駐在所改築設計委託	いわき市	実施設計	警察本部施設整備課